

SBエナジー株式会社「岩手洋野における風力発電事業(仮称)計画段階
環境配慮書」に対する意見について

平成30年1月29日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「岩手洋野における風力発電事業(仮称)計画段階環境配慮書」について、SBエナジー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 岩手県九戸郡洋野町
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出 力 : 最大30,600kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

| | |
|-------------|-------------|
| 計画段階環境配慮書受理 | 平成29年11月10日 |
| 環境大臣意見受理 | 平成29年12月26日 |
| 経済産業大臣意見 | 平成30年 1月29日 |

問合せ先：電力安全課 高須賀、岡田
電話03-3501-1742(直通)

S B エナジー株式会社「岩手洋野における風力発電事業（仮称）計画 段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

本事業の事業実施想定区域の一部は、現時点において、他事業者が計画する風力発電事業の対象事業実施区域と重複していることから、重複した対象事業実施区域を計画している他事業者と速やかに事業計画に係る協議・調整等を行い、その結果を踏まえ、方法書及びそれ以降の手続において、適切な対象事業実施区域を設定した上で環境影響評価を実施すること。

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 累積的な影響

事業実施想定区域及びその周辺においては、他事業者による風力発電所の設置計画が環境影響評価手続中であることから、これら事業との累積的な影響が懸念される。このため、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

2. (1)、(2) 及び (4) により、騒音等及び風車の影による生活環境への影響並びに鳥類に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域及びその周辺には、多数の住居、学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域及びその周辺には、多数の住居等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 水環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、河川源流部のほか、水道原水の取水地点等が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂又は濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、河川、沢筋等からの距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ仮設沈砂池の設置等により土砂又は濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺ではクマタカ、当該区域周辺ではイヌワシの生息が確認されていることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生、岩手県自然環境保全指針（平成11年3月岩手県）の「優れた自然評価図」で重要性が高いと区分された地域（保全区分B又はC）等が存在しており、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により植生自然度の高い植生が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路や無立木地等を活用し、また取付道路の道路線形を工夫すること等により、植生自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

(6) 景観に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、主要な眺望点として「久慈平岳」等が存在しており、それらから太平洋を望む眺望景観に風力発電設備等が介在する可能性があることから、本事業の実施により、眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により、主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、「久慈平岳」からの太平洋を望む重要な眺望景観に風力発電設備等が介在す

る場合には、関係自治体の意見に加え、専門家、管理者、利用者及び地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。